

平成30年度第4回五島市農業委員会総会会議議事録

公表用

開会日時	平成30年 7月26日 午後2時00分							
閉会日時	平成30年 7月26日 午後3時40分							
場 所	五島市役所3階大会議室							
農 業 委 員 会 出 席 委 員 (19名)	1	南 忠明	2	出口 幸博	3	山崎 早苗	4	平田 光昭
	5	荒木 富男	6	今里 誠一	7	中村 耕二	8	山本 実雄
	9	古里 善秀	10	山下 富雄	11	谷川 基晴	12	奈留 敏弘
	13	角田 隆章	14	上村 孝幸	15	岩田 弘孝	16	尾崎 初雄
	17	林 賢市	18	寺坂 誠一	19	山田 勝久		
欠 席 委 員 (0名)								
推 進 委 員 会 出 席 委 員 (一名)								
欠 席 委 員 (一名)								
署 名 委 員	7	中村 耕二	17	林 賢市				
事 務 局	事務局長：田脇栄二 農地係長：梅木広成 主査：阿野舞子 主査：田中善博 嘱託員：井川勝博							
	分室 富 江：伊賀紀子主幹				玉之浦：保家 洋係長			
				岐 宿：月川美香主査				

上 程 案 件 及 び 処 理 結 果	議 題	件 名	結 果
	議案第 20 号	農地法第 3 条許可申請に係る意見について	可 決
	議案第 21 号	農地法第 4 条・5 条の規定による許可申請に係る意見について	可 決
	議案第 22 号	五島農業振興地域整備計画変更（農用地域の編入・除外）に係る意見について	可 決
	議案第 23 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の取消について	可 決
	議案第 24 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について	可 決
	議案第 25 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について	可 決
	議案第 26 号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について	可 決

＝午後 2 時 00 分 開会＝

□事務局長

平成 30 年度第 4 回五島市農業委員会総会の開催に当たりまして、出席委員は 19 名中 19 名で、五島市農業委員会総会会議規則第 9 条に規定する出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

○議長

皆さん、こんにちは。出席委員は定足数に達しました。これより、平成 30 年度第 4 回五島市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

それでは、議案第 20 号農地法第 3 条の規定による許可申請について 1 番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

1 ページと 2 ページをご覧ください。議案説明の前に農地法第 3 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。

耕作目的で農地を売買又は賃借する場合には、一定の要件を満たし農業委員会の許可を受ける必要があります。権利移動に係る許可要件ですが、第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。

引き続き議案の説明をいたします。3ページをご覧ください。

#### 議案第20号

1番 土地の所在地：〇〇町〇〇番 畑1筆、892㎡

譲受人： 〇〇町 〇〇番地 〇〇〇〇 農業

譲渡人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 無職

譲受理由： 住宅建設予定地に隣接し耕作に便利のため、譲り受けて規模拡大を図る。

譲渡理由： 高齢と病弱により耕作管理できないので譲り渡す。

契約内容： 売買、対価〇〇万円

次に、7月18日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

#### ○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

#### ○議長

では、採決いたします。議案第20号の1番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

#### ○議長

出席委員の過半数に達しています。よって1番は許可されました。

#### ○議長

次に、議案第20号の2番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

#### □事務局

2番 土地の所在地：〇〇町〇〇番 畑、外畑3筆、4筆合計6,477㎡

譲受人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 農業

譲渡人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 無職

譲受理由： 当該地を譲り受けて規模拡大を図る。

譲渡理由： 県外に移住する予定があり耕作管理できないので譲り渡す。

契約内容： 売買、対価4筆合計〇〇万円

次に、7月18日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

#### ○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

#### ○議長

では、採決いたします。議案第20号の2番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって2番は許可されました。

○議長

次に、議案第20号の3番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

3番 土地の所在地：○○町○○番 畑、外畑6筆、7筆合計8,186㎡  
譲受人：○○町○○ ○○番地 ○○○○ 会社員兼農業  
譲渡人：○○町○○番地 ○○○○ 無職  
譲受理由：当該地を譲り受けて農業経営を開始する。  
譲渡理由：県外に移住する予定があり耕作管理できないので譲り渡す。  
契約内容：売買、対価7筆合計○○万○○千○○百円

次に、7月18日○○○○地区協議会において、ヒアリング及び現地調査などを行っております。申請人は営農を開始するため、ヒアリングを実施したところ営農計画等も適正であり、また、申請内容につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第20号の3番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって3番は許可されました。

○議長

次に、議案第20号の4番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

4番 土地の所在地：○○町○○ ○○番 畑、外畑3筆 4筆合計11,921㎡  
譲受人：○○町○○ ○○番地 ○○○○ 農業  
譲渡人：○○県○○市○○ ○丁目○番○号 ○○○○ 無職  
譲受理由：当該地を譲り受けて農業経営の規模拡大を図る。  
譲渡理由：市外に居住し耕作管理できないので譲り渡す。  
契約内容：売買、対価4筆合計○○万円

次に、7月18日○○地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第20号の4番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって4番は許可されました。

○議長

次に、議案第20号の5番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

5番 土地の所在地：〇〇町〇〇 〇〇番 畑、外畑1筆、2筆合計8,161㎡

借受人： 〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 農業

貸出人： 〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 農業

借受理由： 当該地を借り受けて農業経営を開始する。

貸出理由： 当該地を貸し出して新規就農を支援する。

契約内容： 〇年間の使用貸借

次に、7月19日〇〇地区協議会において、ヒアリング及び現地調査などを行っております。申請人は営農を開始するため、ヒアリングを実施したところ営農計画等も適正であり、また、申請内容につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第20号の5番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって5番は許可されました。

○議長

次に、議案第21号 農地法第4条・第5条の規定による許可申請に係る意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に農地法第4条・5条の規定による許可申請に関する参照条文を要約して説明します。5から6ページをごらんください。

農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。

許可基準は、立地基準と一般基準のこの2つの基準を満たす場合に限り許可することができる。

立地基準は、農用地区域内の農地と甲種農地及び第1種農地については、原則として転用を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。

市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができると認め

られる場合以外は許可できるとなっております。

また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地は原則として許可できる。

一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改良事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用地区域からの除外について、です。

それでは、7ページをご覧ください。

議案第21号の1番をご説明いたします。

所 在：〇〇町〇〇番 畑 1,852 m<sup>2</sup> 第2種農地

借 人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

貸 人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：資材置場用地

本案は、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、20年以上引き続き非農地である農地に該当し、原状回復は困難で、また、当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく「簡易手続き相当の違反案件の基準」に該当するため、追認許可相当と判断されます。

申請地は、〇〇〇〇から東へ約320mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、現状のまま利用し、申請地周囲は、石垣により既に保護され崩壊の恐れは無く、雨水排水は敷地内で溜枿処理と自然流下とし、汚水・生活雑排水は発生いたしません。本案は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

次に、8ページをご覧ください。

議案第21号の2番をご説明いたします。

所 在：〇〇町〇〇番 畑 199 m<sup>2</sup> 第1種農地

譲 受 人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

譲 渡 人：〇〇〇 〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇〇〇

転用目的：住宅用地

契約内容：売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇万円です。

申請地は、〇〇〇〇から西へ約130mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、盛土を最高0.2m、最低0.2mの造成工事を施工し、申請地周囲は、ブロック壁を設置しますので、土砂等の流失や崩壊の恐れは無く、また、隣接地には、耕作している農地は無く、営農等に支障は及びません。雨水排水は、道路側溝に放流とし、汚水・生活雑排水については、合併浄化槽で処理し、道路側溝に排出する計画となっております。本案は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第1種農地となっておりますが、集落に接続して設置される住宅等は例外的に許可することができるとなっております。

次に、9ページをご覧ください。

議案第21号の3番をご説明いたします。

所 在：〇〇町〇〇番 畑 451 m<sup>2</sup>

〇〇町〇〇番 畑 49 m<sup>2</sup>

合計 500 m<sup>2</sup> 第2種農地

譲 受 人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

譲渡人：〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇〇〇

転用目的：住宅用地

契約内容：売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇万円です。

申請地は、〇〇〇〇から東へ約 260mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、盛土を最高 1.1m・切土を最高 0.3mの造成工事を施工し、土地の境界は、コンクリート擁壁を設置することにより土砂等の流失の恐れはなく、平屋建と高さを加減することにより、日照、通風、営農等に影響を及ぼすことはありません。また、雨水排水は、道路側溝に放流とし、汚水・生活雑排水については、合併浄化槽で処理し、道路側溝に排出する計画となっております。本案は、おおむね 10ヘクタール未満の規模の一団の区域内にある農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

次に、10ページをごらんください。

議案第 21 号の 4 番をご説明いたします。

所在：〇〇町〇〇 〇〇番 畑 596 m<sup>2</sup> 第2種農地

譲受人：〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇

譲渡人：〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇〇〇

転用目的：住宅用地

契約内容：売買による所有権移転となっております土地取得費は〇〇万円となっております。

申請地は、〇〇〇〇より東に約 430mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に、配置図について、ご説明いたします。

申請地は、現状のまま使用し、土地境界に沿って石垣やコンクリート壁により保護され、土砂等流失や崩壊の恐れはなく、近隣農地から十分な距離がありますので、日照・通風・営農等への被害の恐れはありません。また、雨水排水は敷地内で自然流下及び水路放流とし、汚水・生活雑排水については、合併浄化槽で処理し水路に排出する計画となっております。本案は、おおむね 10ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

次に、11ページをご覧ください。

議案第 21 号の 5 番をご説明いたします。

所在：〇〇町〇〇 〇〇番 畑 1,692 m<sup>2</sup> 第2種農地

譲受人：〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇

譲渡人：〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：太陽光発電所用地

契約内容：売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇万円です。

申請地は、〇〇〇〇から南へ約 30mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、現状のまま利用し、申請地周囲は、石垣により既に保護され崩壊の恐れは無く、ソーラーパネルを地表から約 1.5m程度に設置するので日照・通風等影響はないと思われ、近隣の営農に支障は及びません。また、ソーラーパネル 360 枚の発電能力 49.5kwの太陽光発電所を 1 基設置して九州電力へ売電する計画となっております。また、雨水排水は敷地内で溜枘処理と自然流下とし、汚水・生活雑排水は発生いたしません。本案は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

次に、12 ページをご覧ください。

議案第 21 号の 6 番をご説明いたします。

所 在：〇〇町〇〇 〇〇番 畑 1,082 m<sup>2</sup>  
〇〇町〇〇 〇〇番 畑 1,034 m<sup>2</sup>  
合計 2,116 m<sup>2</sup> 第 2 種農地

譲 受 人：〇〇都〇〇区〇〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇〇〇

譲 渡 人：〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：太陽光発電所用地

契約内容：売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇万円です。

申請地は、〇〇〇〇から、西へ約 420m に位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、現状のまま利用し、申請地周囲は、石垣等により既に保護され崩壊の恐れは無く、ソーラーパネルを地表から約 1.5m 程度に設置するので日照・通風等、影響はないと思われ、近隣の営農に支障は及びません。また、ソーラーパネル 360 枚の発電能力 49.5 k w の太陽光発電所を 1 基設置して九州電力へ売電する計画となっております。また、雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水は発生いたしません。本案は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。また、本案は、2000 m<sup>2</sup> を超える案件のため 7 月 19 日に全地区協議会が開催されております。

次に、13 ページをご覧ください。

議案第 21 号の 7 番をご説明いたします。

所 在：〇〇町〇〇 〇〇番 畑 1,897 m<sup>2</sup> 第 2 種農地

譲 受 人：〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇

譲 渡 人：〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：太陽光発電所用地

契約内容：売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇万円です。

申請地は、〇〇〇〇から、西へ約 420m に位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、現状のまま利用し、申請地内は砂利敷きとするため土砂等の流失や崩壊の恐れはなく、ソーラーパネルを地表から約 1.5m 程度に設置するので日照・通風等、影響はないと思われ、近隣の営農に支障は及びません。また、ソーラーパネル 360 枚の発電能力 49.5 k w の太陽光発電所を 1 基設置して九州電力へ売電する計画となっております。また、雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水は発生いたしません。本案は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

次に、14 ページをご覧ください。

議案第 21 号の 8 番をご説明いたします。

所 在：〇〇町〇〇 〇〇番 畑 1,265 m<sup>2</sup> 第 2 種農地

譲 受 人：〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇

譲 渡 人：〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：太陽光発電所用地

契約内容：売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇万円です。



申請地は〇〇〇〇から西へ約 950mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、現状のまま利用し、申請地内は砂利敷きとするため土砂等の流失や崩壊の恐れはなく、ソーラーパネルを地表から約 1.5m程度に設置するので日照・通風等、影響はないと思われ、近隣の営農に支障は及びません。また、ソーラーパネル 360 枚の発電能力 49.5 k wの太陽光発電所を 1 基設置して九州電力へ売電する計画となっております。また、雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水は発生いたしません。本案は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

次に、15 ページをご覧ください。

議案第 21 号の 9 番をご説明いたします。

所 在：〇〇町〇〇 〇〇番 畑 1,645 m<sup>2</sup> 第 2 種農地

譲 受 人：〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇

譲 渡 人：〇〇市〇〇 〇〇丁目〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：太陽光発電所用地

契約内容：売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇万円です。

申請地は〇〇〇〇から南へ約 360mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、現状のまま利用し、申請地内は砂利敷きとするため土砂等の流失や崩壊の恐れはなく、ソーラーパネルを地表から約 1.5m程度に設置するので日照・通風等、影響はないと思われ、近隣の営農に支障は及びません。また、ソーラーパネル 324 枚の発電能力 49.5 k wの太陽光発電所を 1 基設置して九州電力へ売電する計画となっております。また、雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水は発生いたしません。本案は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

最後に、16 ページをご覧ください。

議案第 21 号の 10 番をご説明いたします。

所 在：〇〇町〇〇 〇〇番 畑 1,106 m<sup>2</sup> 第 2 種農地

譲 受 人：〇〇市〇〇 〇〇番〇〇号 〇〇〇〇

譲 渡 人：〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：太陽光発電所用地

契約内容：売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇万円です。

申請地は〇〇〇〇から南東へ約 380m付近に位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、現状のまま利用し、申請地内は砂利敷きとするため土砂等の流失や崩壊の恐れはなく、ソーラーパネルを地表から約 1.5m程度に設置するので日照・通風等、影響はないと思われ、近隣の営農に支障は及びません。また、ソーラーパネル 288 枚の発電能力 38.5 k wの太陽光発電所を 1 基設置して九州電力へ売電する計画となっております。また、雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水は発生いたしません。本案は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。以上です。

○議長

次に、議案第 21 号の 1 番から 10 番に対する地区協議会会長の報告を求めます。

質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。

それでは、議案第 16 号の 1 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 21 号農地法第 4 条・第 5 条の規定による許可申請に係る意見の 1 番について、当協議会は去る 7 月 18 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 21 号の 1 番

所 在：〇〇町〇〇番

転 用 者：〇〇〇〇

転用目的：資材置場用地

本案は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地にある第 2 種農地である。周辺の農地等に影響は無く、資材置場用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第 5 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。以上で〇〇〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

次に、議案第 21 号の 2 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 21 号農地法第 4 条・第 5 条の規定による許可申請に係る意見の 2 番について、当協議会は去る 7 月 18 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 21 号の 2 番

所 在：〇〇町〇〇番

転 用 者：〇〇〇〇

転用目的：住宅用地

本案は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地で、集落に接続する農地である。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第 5 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

次に、議案第 21 号の 3 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 21 号農地法第 4 条・第 5 条の規定による許可申請に係る意見の 3 番について、当協議会は去る 7 月 18 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 21 号の 3 番

所 在：〇〇町〇〇番 外 1 筆

転 用 者：〇〇〇〇

転用目的：住宅用地

本案は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地にある第 2 種農地である。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第 5 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

次に、議案第 21 号の 4 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 21 号農地法第 4 条・第 5 条の規定による許可申請に係る意見の 4 番について、当協議会は去る 7 月 18 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 21 号の 4 番

所 在：〇〇町〇〇 〇〇番

転 用 者：〇〇〇〇

転用目的：住宅用地

本案は、おおむね 10 ヘクタール未満の規模の農地で市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地である。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第 5 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。  
—質疑応答：なし—

○議長

次に、議案第 21 号の 5 番から 10 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 21 号農地法第 4 条・第 5 条の規定による許可申請に係る意見の 5 番から 10 番について、当協議会は去る 7 月 19 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

始に、議案第 21 号の 5 番

所 在：〇〇町〇〇 〇〇番  
転 用 者：〇〇〇〇  
転用目的：太陽光発電所用地

次に、議案第 21 号の 6 番

所 在：〇〇町〇〇 〇〇番 外 1 筆  
転 用 者：〇〇〇〇  
転用目的：太陽光発電所用地

次に、議案第 21 号の 7 番

所 在：〇〇町〇〇 〇〇番  
転 用 者：〇〇〇〇  
転用目的：太陽光発電所用地

次に、議案第 21 号の 8 番

所 在：〇〇町〇〇 〇〇番  
転 用 者：〇〇〇〇  
転用目的：太陽光発電所用地

次に、議案第 21 号の 9 番

所 在：〇〇町〇〇 〇〇番  
転 用 者：〇〇〇〇  
転用目的：太陽光発電所用地

最後に、議案第 21 号の 10 番

所 在：〇〇町〇〇 〇〇番  
転 用 者：〇〇〇〇  
転用目的：太陽光発電所用地

5 番から 10 番の申請地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地にある第 2 種農地である。周辺の農地等に影響は無く、太陽光発電所用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第 5 条の農

地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終ります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。  
—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決は一括して行います。  
議案第 21 号の 1 番から 10 番に対する地区協議会会長報告は、許可相当であります。  
地区協議会会長報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。  
—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。  
よって、議案第 21 号の 1 番外 9 件は許可相当と決しました。

○議長

次に、議案第 22 号 五島農業振興地域整備計画変更、農用地区域の編入・除外に係る意見について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

17 ページをご覧ください。

議案説明の前に、五島市農業振興地域整備計画変更、農用地区域の編入に関する関係条文をご説明いたします。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則の中で、市町村が行う農業振興地域整備計画を策定しようとするときは、農業委員会の意見を聴くものとする。また変更についても準用する。となっております。以上です。

○議長

それでは、議案第 22 号の 1 番を審議いたします。

なお、本案については〇〇番〇〇〇〇委員より農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。  
—〇〇番〇〇〇〇委員：退席—

○議長

1 番について、事務局の説明を求めます

□事務局

18 ページをお開き下さい。

議案第 22 号 1 番

申 出 人	〇〇町〇〇	〇〇番地	〇〇〇〇
土地の所在地	〇〇町〇〇	〇〇番	田、外田 1 筆、2 筆合計 10,971 m <sup>2</sup>
編入の目的	農地		

編入の理由、申出地は現在、水稻・WCS を作付しており、「中山間地域等直接支払交付金事業」に取り組みながら周辺の農地と一体的な保全管理に努める。となっております。

以上です。

○議長

次に、議案第 22 号の 1 番に対する地区協議会会長の報告を〇〇のほうから行います。  
質疑は報告のあとに行います。

□〇〇地区協議会会長代理報告

〇〇地区協議会の予備審議結果報告をいたします。

ただいま議題となりました、議案第 22 号、五島農業振興地域整備計画変更に係る意見の 1 番について、当協議会は去る 7 月 18 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 22 号の 1 番

申出人：〇〇〇〇

土地の所在：〇〇町〇〇 〇〇番 外 1 筆

編入の目的：農地

本案について、農用区域の編入のための当該計画変更は、適当であるとの意見にすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長代理の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。  
—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決を行います。

議案第 22 号の 1 番に対する地区協議会会長代理報告は、編入のための計画変更については、適当であるとの意見であります。地区協議会会長代理報告のとおり、編入のための計画変更については適当である。とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 22 号の 1 番、編入のための計画変更については適当である。との意見に決しました。

〇〇番〇〇〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

—〇〇番〇〇〇〇委員：出席—

○議長

次に、議案第 22 号の 2 番から 19 番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

19 ページをご覧ください。

議案第 22 号 2 番

申出人 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

土地の所在地 〇〇町〇〇 〇〇番 田 1 筆、8,633 m<sup>2</sup>

編入の目的	農地		
3 番			
申出人	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇	〇〇〇〇	
土地の所在地	〇〇町〇〇	〇〇番	田、外田 1 筆、2 筆合計 6,658 m <sup>2</sup>
編入の目的	農地		
4 番			
申出人	〇〇町〇〇	〇〇番地	〇〇〇〇
土地の所在地	〇〇町〇〇	〇〇番	田 1 筆、8,443 m <sup>2</sup>
編入の目的	農地		
5 番			
申出人	〇〇町〇〇	〇〇番地	〇〇〇〇
土地の所在地	〇〇町〇〇	〇〇番	田、外田 2 筆、3 筆合計 5,639 m <sup>2</sup>
編入の目的	農地		
6 番			
申出人	〇〇市〇〇町〇〇番地	〇〇〇〇	
土地の所在地	〇〇町〇〇	〇〇番	田 1 筆、4,017 m <sup>2</sup>
編入の目的	農地		
7 番			
申出人	〇〇町〇〇	〇〇番地	〇〇〇〇
土地の所在地	〇〇町〇〇	〇〇番	田 1 筆、1,786 m <sup>2</sup>
編入の目的	農地		
8 番			
申出人	〇〇町	〇〇番地	〇〇〇〇
土地の所在地	〇〇町〇〇	〇〇番	田、外田 2 筆、3 筆合計 2,420 m <sup>2</sup>
編入の目的	農地		
9 番			
申出人	〇〇町〇〇	〇〇番地	〇〇〇〇
土地の所在地	〇〇町〇〇	〇〇番	田、外田 5 筆、6 筆合計 2,714 m <sup>2</sup>
編入の目的	農地		
10 番			
申出人	〇〇町〇〇	〇〇番地	〇〇〇〇
土地の所在地	〇〇町〇〇	〇〇番	田 1 筆、2,082 m <sup>2</sup>
編入の目的	農地		
11 番			
申出人	〇〇町〇〇	番地	〇〇〇〇
土地の所在地	〇〇町〇〇	〇〇番	田 1 筆、3,743 m <sup>2</sup>

編入の目的	農地		
12 番			
申出人	〇〇町〇〇	〇〇番地	〇〇〇〇
土地の所在地	〇〇町〇〇	〇〇番	田 1 筆、864 m <sup>2</sup>
編入の目的	農地		
13 番			
申出人	〇〇町〇〇	〇〇番地	〇〇〇〇
土地の所在地	〇〇町〇〇	〇〇番	田、外田 3 筆、4 筆合計 7,798 m <sup>2</sup>
編入の目的	農地		
14 番			
申出人	〇〇町〇〇	〇〇番地	〇〇〇〇
土地の所在地	〇〇町〇〇	〇〇番	田 1 筆、1,712 m <sup>2</sup>
編入の目的	農地		
15 番			
申出人	〇〇町〇〇	〇〇番地	〇〇〇〇
土地の所在地	〇〇町〇〇	〇〇番	田、外田 1 筆、2 筆合計 2,520 m <sup>2</sup>
編入の目的	農地		
16 番			
申出人	〇〇町〇〇	〇〇番地	〇〇〇〇
土地の所在地	土地の所在地のところで議案の訂正をお願いします。		
	〇〇町〇〇「〇〇」を「〇〇」に訂正をお願いします。		
	「〇〇」を「〇〇」に訂正をお願いします。		
土地の所在地	〇〇町〇〇	〇〇番	田 1 筆、3,161 m <sup>2</sup>
編入の目的	農地		
17 番			
申出人	〇〇町〇〇	〇〇番地	〇〇〇〇
土地の所在地	〇〇町〇〇	〇〇番	田、外田 3 筆、4 筆合計 9,236 m <sup>2</sup>
編入の目的	農地		
18 番			
申出人	〇〇町〇〇	〇〇番地	〇〇〇〇
土地の所在地	〇〇町〇〇	〇〇番	田 1 筆、2,485 m <sup>2</sup>
編入の目的	農地		
19 番			
申出人	〇〇市〇〇町〇〇番地	〇〇〇〇	
土地の所在地	〇〇町〇〇	〇〇番	田 1 筆、4,076 m <sup>2</sup>
編入の目的	農地		
以上 18 件について、編入の理由は、申出地は耕作地及び休耕地であるが、水稻・麦・W			



CS等を作付し、「中山間地域等直接支払交付金事業」に取り組みながら周辺の農地と一体的な保全管理に努める。となっております。以上です。

○議長

次に、議案第22号の2番から19番に対する地区協議会会長の報告を求めます。

質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。

それでは、議案第22号の2番から7番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果報告をいたします。

ただいま議題となりました、議案第22号、五島農業振興地域整備計画変更に係る意見の2番から7番について、当協議会は去る7月18日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

始めに、議案第22号の2番

申出人：〇〇〇〇

土地の所在：〇〇町〇〇 〇〇番

編入の目的：農地

次に、議案第22号の3番

申出人：〇〇〇〇

土地の所在：〇〇町〇〇 〇〇番 外1筆

編入の目的：農地

次に、議案第22号の4番

申出人：〇〇〇〇

土地の所在：〇〇町〇〇 〇〇番

編入の目的：農地

次に、議案第22号の5番

申出人：〇〇〇〇

土地の所在：〇〇町〇〇 〇〇番 外2筆

編入の目的：農地

次に、議案第22号の6番

申出人：〇〇〇〇

土地の所在：〇〇町〇〇 〇〇番

編入の目的：農地

最後に、議案第22号の7番

申出人：〇〇〇〇

土地の所在：〇〇町〇〇 〇〇番

編入の目的：農地

以上6件について、農用地区域の編入のための当該計画変更は、適当であるとの意見にすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

○○地区協議会会長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

次に、議案第 22 号の 8 番から 16 番に対する○○地区協議会会長の報告を求めます。

□○○地区協議会会長

○○地区協議会の予備審議結果報告をいたします。

ただいま議題となりました、議案第 22 号、五島農業振興地域整備計画変更に係る意見の 8 番から 16 番について、当協議会は去る 7 月 18 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

始めに、議案第 22 号の 8 番

申 出 人：○○○○

土地の所在：○○町○○ ○○番 外 2 筆

編入の目的：農地

次に、議案第 22 号の 9 番

申 出 人：○○○○

土地の所在：○○町○○ ○○番 外 5 筆

編入の目的：農地

次に、議案第 22 号の 10 番

申 出 人：○○○○

土地の所在：○○町○○ ○○番

編入の目的：農地

次に、議案第 22 号の 11 番

申 出 人：○○○○

土地の所在：○○町○○ ○○番

編入の目的：農地

次に、議案第 22 号の 12 番

申 出 人：○○○○

土地の所在：○○町○○ ○○番

編入の目的：農地

次に、議案第 22 号の 13 番

申 出 人：○○○○

土地の所在：○○町○○ ○○番 外 3 筆

編入の目的：農地

次に、議案第 22 号の 14 番

申 出 人：○○○○

土地の所在：〇〇町〇〇 〇〇番  
編入の目的：農地

次に、議案第 22 号の 15 番

申 出 人：〇〇〇〇  
土地の所在：〇〇町〇〇 〇〇番 外 1 筆  
編入の目的：農地

最後に、議案第 22 号の 16 番

申 出 人：〇〇〇〇  
土地の所在：〇〇町〇〇 〇〇番  
編入の目的：農地

以上 9 件について、農用地区域の編入のための当該計画変更は、適当であるとの意見にすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

岐宿地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。  
—質疑応答：なし—

○議長

次に、議案第 22 号の 17 番から 19 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□山内地区協議会会長

山内地区協議会の予備審議結果報告をいたします。

ただいま議題となりました、議案第 22 号、五島農業振興地域整備計画変更に係る意見の 17 番から 19 番について、当協議会は去る 7 月 18 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

始めに、議案第 22 号の 17 番

申 出 人：〇〇〇〇  
土地の所在：〇〇町〇〇 〇〇番 外 3 筆  
編入の目的：農地

次に、議案第 22 号の 18 番

申 出 人：〇〇〇〇  
土地の所在：〇〇町〇〇 〇〇番  
編入の目的：農地

最後に、議案第 22 号の 19 番

申 出 人：〇〇〇〇  
土地の所在：〇〇町〇〇 〇〇番  
編入の目的：農地

以上 3 件について、農用地区域の編入のための当該計画変更は、適当であるとの意見に

すべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終ります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わります。採決は一括して行います。

議案第 22 号の 2 番から 19 番に対する地区協議会会長報告は、編入のための計画変更については、適当であるとの意見であります。

地区協議会会長報告のとおり、編入のための計画変更については適当である。とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 22 号の 2 番ほか 17 件、編入のための計画変更については適当であるとの意見に決しました。

○議長

次に、議案第 23 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の取消について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

37 ページをご覧ください。

本案件につきましては、5 月の第 2 回総会において可決いただきました基盤強化促進法による所有権移転の案件でございます。取消の理由としましては、子へ一括贈与をする予定であったが、孫の就農支援のため農地の一部を贈与するため、申請を取消したいとの申し出があり、今回の議案とさせていただくものであります。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。

議案第 23 号、農用地利用集積計画の取消の 1 番は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 23 号、農用地利用集積計画の取消の 1 番は、原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第 24 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。それでは、利用権設定の 1 番 1 から 2 番 2 を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。  
38 ページ・39 ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、『農用地のすべてを効率的に耕作すること。』、『農作業に常時従事すること。』等の要件を満たす必要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること。』、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること。』、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち 1 人以上の者が耕作の事業に常時従事すること。』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得することができるようになっております。本日ご審議いただく農用地利用集積計画については、利用権設定が田 14 筆、畑 43 筆及び樹園地 1 筆の計 58 筆で面積が 111,641 m<sup>2</sup>、所有権移転につきましては、田 5 筆の計 5 筆で面積が 6,364 m<sup>2</sup>となっております。それでは、議案についてご説明いたします。41 ページをご覧ください。

1 番 1 利用権の設定を受ける者：○○○○  
利用権を設定する者：○○○○  
利用権を設定する土地：畑 1 筆

1 番 2 ○○○○ 樹園地 1 筆

1 番 3 ○○○○ 畑 1 筆

1 番 4 ○○○○ 畑 6 筆

1 番 5 ○○○○ 畑 4 筆

1 番 6 ○○○○ 畑 4 筆

1 番 7 ○○○○ 畑 1 筆

以上 1 番 1 から 1 番 7 の面積合計は、畑 17 筆 樹園地 1 筆  
計 18 筆 合計 38,676 m<sup>2</sup>

全て新規で契約内容は賃貸借権となっております。

なお、1 番各号につきましては中間管理事業によるものです。

2 番 1 利用権の設定を受ける者：○○○○ 担い手

利用権を設定する者：○○○○

利用権を設定する土地：田 1 筆

2 番 2 鍋内雅徳 外 2 名

こちらは共有持ち分の全員の同意によるものです。田 2 筆

以上 2 番 1 から 2 番 2 の面積合計は、田 3 筆 計 1,751 m<sup>2</sup>

全て新規で契約内容は使用貸借権となっております。

以上につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の (1) の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。

議案第 24 号、利用権設定の 1 番 1 から 2 番 2 は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 24 号、利用権設定の 1 番 1 外 8 件は原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第 24 号 利用権設定の 3 番 1 から 3 番 4 を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

3 番 1 から 3 番 4 につきましては、〇〇〇〇が農地を借受け、リース牛舎等を建設するものです。

3 番 1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇

利用権を設定する者：〇〇〇〇

利用権を設定する土地：田 1 筆 1,402 m<sup>2</sup>

新規で契約内容は使用借権となっております。

申請地には、リース牛舎 1 棟を建設する計画となっております。続いて、付近状況図及び配置図についてご説明いたします。申請地は、〇〇〇〇から南西へ約 1,700m に位置し、農業振興地域内の農用地区域内にある農業用施設用地であります。提出された被害防除計画書によりますと、雨水排水は溜柵を設置し、汚水処理は採光性牛舎を採用し、床にはオガコを大量に敷き詰め、年 2、3 回の入替を行う計画となっております。

3 番 2 〇〇〇〇 田 1 筆 2,457 m<sup>2</sup>

新規で契約内容は使用借権となっております。

申請地には、牛舎 1 棟、飼料庫 1 棟を建設する計画となっております。続いて、付近状況図及び配置図についてご説明いたします。申請地は、〇〇〇〇から南西へ約 1,700m に位置し、農業振興地域内の農用地区域内にある農業用施設用地であります。提出された被害防除計画書によりますと、雨水排水は溜柵を設置し、汚水処理は採光性牛舎を採用し、床にはオガコを大量に敷き詰め、年 2、3 回の入替を行う計画となっております。

3 番 3 〇〇〇〇 畑 2 筆 3,966 m<sup>2</sup>

新規で契約内容は使用借権となっております。

申請地には、牛舎 1 棟、堆肥舎 1 棟を建設する計画となっております。続いて、付近状況図及び配置図についてご説明いたします。申請地は、〇〇〇〇から南へ約 800m に位置し、農業振興地域内の農用地区域内にある農業用施設用地であります。提出された被害防除計画書によりますと、雨水排水は溜柵を設置し、汚水処理は採光性牛舎を採用し、床にはオガコを大量に敷き詰め、年 2、3 回の入替を行う計画となっております。

3番4 ○○○○ 畑1筆 4,509㎡

新規で契約内容は使用借権となっております。

申請地には、牛舎2棟、堆肥舎1棟及び飼料庫1棟を建設する計画となっております。続いて、付近状況図及び配置図についてご説明いたします。申請地は、○○○○から北東へ約1,400mに位置し、農業振興地域内の農用地区域内にある農業用施設用地であります。提出された被害防除計画書によりますと、雨水排水は溜桝を設置し、汚水処理は採光性牛舎を採用し、床にはオガコを大量に敷き詰め、年2、3回の入替を行う計画となっております。

以上につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

次に、議案第24号 利用権設定の3番1から3番4に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。

それでは、利用権設定の3番1から3番3に対する○○地区協議会会長の報告を求めます。

□○○地区協議会会長

○○地区協議会の予備審議結果報告をいたします。

ただいま議題となりました、議案第24号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の3番1と3番2及び3番3について、当協議会は去る7月18日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第24号の3番1

所 在：○○町○○番

利用権の設定を受ける者：○○○○

利用目的：農業用施設用地

議案第24号の3番2

所 在：○○町○○番

利用権の設定を受ける者：○○○○

利用目的：農業用施設用地

議案第24号の3番3

所 在：○○町○○番

○○町○○番

利用権の設定を受ける者：○○○○

利用目的：農業用施設用地

本案について、申請地は、農業振興地域内の農用地区域内で農業上の用途が農業用施設用地と区分され、周辺の農地に影響は無く、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)①の各要件を満たしていると判断しました。

以上で○○地区協議会の報告を終わります。

○議長

○○地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。  
—質疑応答：なし—

○議長

次に、利用権設定の3番4に対する○○地区協議会会長の報告を求めます。

□○○地区協議会会長

○○地区協議会の予備審議結果報告をいたします。

ただいま議題となりました、議案第24号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の3番4について、当協議会は去る7月19日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第24号の3番4

所 在：○○町○○番

利用権の設定を受ける者：○○○○

利用目的：農業用施設用地

本案について、申請地は、農業振興地域内の農用区域内で農業上の用途が農業用施設用地と区分され、周辺の農地に影響は無く、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)①の各要件を満たしていると判断しました。

以上で○○地区協議会の報告を終わります。

○議長

○○地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。  
—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決を行います。

議案第24号の3番1から3番4に対する地区協議会会長報告は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしているとの報告であります。よって、議案第24号の3番1から3番4は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第24号の3番1外3件は原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第24号 利用権設定の4番から12番、所有権移転の13番を審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

□事務局

4番 利用権の設定を受ける者：○○○○ 担い手

利用権を設定する者： ○○○○

利用権を設定する土地：畑3筆 800㎡



新規で契約内容は使用貸借権となっております。

5 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者  
利用権を設定する者： 〇〇〇〇 外1名  
こちらは共有持ち分の全員の同意によるものです。  
利用権を設定する土地：畑3筆 2,186㎡  
新規で契約内容は使用貸借権となっております。

6 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者  
利用権を設定する者： 〇〇〇〇  
利用権を設定する土地：田2筆 6,658㎡  
更新で契約内容は賃貸借権となっております。

7 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手  
利用権を設定する者： 〇〇〇〇 外3名  
こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。  
利用権を設定する土地：畑1筆 5,684㎡  
新規で契約内容は賃貸借権となっております。

8 番 1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者  
利用権を設定する者： 〇〇〇〇  
利用権を設定する土地：畑1筆

8 番 2 〇〇〇〇 田2筆  
以上8番1から8番2の面積合計は、田2筆 畑2筆 計12,397㎡  
全て新規で契約内容は賃貸借権となっております。

9 番 1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者  
利用権を設定する者： 〇〇〇〇  
利用権を設定する土地：畑1筆

9 番 2 〇〇〇〇 畑3筆

9 番 3 〇〇〇〇 畑1筆

9 番 4 〇〇〇〇 畑1筆

9 番 5 〇〇〇〇 外4名

こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。畑1筆

9 番 6 〇〇〇〇 畑2筆

以上9番1から9番6の面積合計は、畑9筆 計17,068㎡  
全て更新で契約内容は賃貸借権となっております。

10 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者  
利用権を設定する者： 〇〇〇〇  
利用権を設定する土地：田2筆 畑6筆 計8筆 7,020㎡  
契約内容はすべて更新で、田2筆が賃貸借権 畑6筆が使用貸借権となってお  
ります。

11 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者  
利用権を設定する者： 〇〇〇〇 外2名

こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。

利用権を設定する土地：田 1 筆 2,628 m<sup>2</sup>

更新で契約内容は賃貸借権となっております。

12 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手

利用権を設定する者： 〇〇〇〇

利用権を設定する土地：田 2 筆 4,439 m<sup>2</sup>

更新で契約内容は使用貸借権となっております。

引き続き所有権移転の案件についてご説明いたします。

13 番 所有権の移転を受ける者：〇〇〇〇 担い手

所有権を移転する者： 〇〇〇〇

所有権を移転する土地：田 5 筆

契約内容は売買で対価は 5 筆 計〇〇円となっております。

以上につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 第 4 の 1 の (1) の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。

議案第 24 号、利用権設定の 4 番から 12 番、所有権移転の 13 番は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 24 号、利用権設定の 4 番外 12 件、所有権移転の 13 番は原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第 25 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、農用地利用配分計画について要約してご説明いたします。51 ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。

また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができます。

さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとなっております。

今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第 24 号 1 番各号の利用権設定に係る配分計画であります。

議案についてご説明いたします。

- 1 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者  
利用権を設定する土地：畑 1 筆 3,930 m<sup>2</sup>  
契約内容は、賃貸借権となっております。
- 2 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者  
利用権を設定する土地：樹園地 1 筆 4,089 m<sup>2</sup>  
契約内容は、賃貸借権となっております。
- 3 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手  
利用権を設定する土地：畑 1 筆 6,651 m<sup>2</sup>  
契約内容は、賃貸借権となっております。
- 4 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者  
利用権を設定する土地：畑 14 筆 20,689 m<sup>2</sup>  
契約内容は、全て賃貸借権となっております。
- 5 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者  
利用権を設定する土地：畑 1 筆 3,317 m<sup>2</sup>  
契約内容は、賃貸借権となっております。

以上、1 番から 5 番の配分計画案につきましては、適当であると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 25 号 農用地利用配分計画に対する意見について 1 番から 5 番については適当であるとの意見であります。原案のとおり、適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 25 号 農用地利用配分計画に対する意見についての 1 番外 4 件については、適当であるとの意見に決しました。

○議長

次に、議案第 26 号 農地利用状況調査に係る非農地の判断について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案第 26 号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。55 ページをご覧ください。

平成 26 年 4 月施行の改正農地法により、遊休農地に関する措置が変更され、農業委員会は、

毎年1回農地法第30条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第32条に定める意向調査を実施することとされました。手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について 第4(3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行なっております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。56～58ページをご覧ください。

今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。

今回非農地と判断されたものは、畑24筆で、合計面積は9,509㎡となっております。

4月からの累計は、田90筆、畑159筆で合計面積は210,729.24㎡となっております。

以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第26号 農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第26号 農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決されました。

議題は以上で終了いたしました。続きまして、報告協議事項に移ります。

始めに、ながさき農業委員会1・1・1運動の各対策班の報告を行います。

□事務局 会議等報告・予定他について

1. ながさき農業委員会1・1・1運動各対策班報告について
2. 会議等報告・予定について
3. 平成30年田畑売買価格等に関する調査について
4. 農地転用許可不要案件届出書について
5. その他

○議長

以上で本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして、平成30年度第4回五島市農業委員会総会を閉会いたします。どうも、お疲れ様でした。

＝午後3時40分 閉会＝